

「高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について」の文書の提出について

2016年11月10日
使用済燃料再処理機構

当機構は、本日、「高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について」の文書を青森県に提出いたしましたので、お知らせいたします。

添付資料

高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について

以上

＜お問い合わせ窓口＞
使用済燃料再処理機構 総務部
電話：017-763-5910(代表)

総発第28-10号
平成28年11月10日

青森県知事
三村 申吾 殿

使用済燃料再処理機構
理事長 井上 茂

高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物
の最終処分について

使用済燃料再処理機構の業務運営については、青森県の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物については、下記の確約文書を踏まえ、当機構としても、青森県を最終処分地にしないことを確約するとともに、確実に青森県外へ搬出させることを確約いたします。

記

- 平成20年4月25日付け平成20・04・23資第5号で経済産業大臣が青森県知事に提出した「高レベル放射性廃棄物の最終処分について」の確約文書
- 平成22年7月12日付け平成22・07・06資第4号で経済産業大臣が青森県知事に提出した「地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について」の確約文書
- 平成20年4月24日付け平20広地発第1号で日本原燃株式会社代表取締役社長が青森県知事に提出した「高レベル放射性廃棄物の最終処分について」の確約文書
- 平成22年7月13日付け平22広地発第4号で日本原燃株式会社代表取締役社長が青森県知事に提出した「海外から返還される低レベル放射性廃棄物等の最終処分について」の確約文書